

福岡市まちなかパフォーマンス応援事業  
「FUKUOKA STREET LIVE」  
アーティスト募集要項



2020年10月24日  
福岡市経済観光文化局文化振興課

## 目次

1. 事業概要	P 2
2. ライセンス制度	P 2
3. 応募資格	P 2
4. 活動条件等	P 3
5. 投げ銭について	P 4
6. 活動場所	P 4
7. 予約申込	P 4
8. 事前予約スケジュール	P 4
9. パフォーマンス予約の上限	P 5
10. 申請方法	P 5
11. 個人情報の取扱いについて	P 5
12. 審査	P 5
13. 留意事項	P 5
14. 問い合わせ先	P 6

### [本事業の趣旨・目的]

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、文化・エンターテインメント業界は活動の縮小や自粛により大きな影響を受けています。本事業は、文化・エンターテインメント活動に携わるアーティストに対して、安全対策を講じた上で実施する「まちなかのオープンスペースでの発表の場」の提供と「オンラインでの配信」を支援し、その活動の継続を支え、文化・エンターテインメント分野の発展に寄与することを目的とします。エリアマネジメント団体や施設管理者等の協力によって提供されたパフォーマンスの活動場所にて、音楽 / ダンス / 大道芸 / 演劇 / 伝統芸能 / 書道 / 華道 / ライブアート等のパフォーマンス活動を行う、アーティストを募集・登録します。登録アーティストは、あらかじめ予約した活動場所・日時に、パフォーマンスを発表・配信することができ、投げ銭にて収入を稼ぐことができます。また、活動の様子は、専用ホームページ等で登録アーティストの情報と共に発信・PR されます。

### [事業期間]

2020年10月24日～2021年3月31日

### [事業スケジュール]

2020年10月09日～2021年2月28日

- ・ アーティスト登録申請受付
- ・ 事前審査及びライセンス発行（審査は適宜行い、通過者は毎週特設サイトで発表します）

-----

2020年10月24日～11月30日

試験運用期間：運営事務局にて、アーティストが希望する日時・場所を踏まえ、出演場所を調整いたします。

2020年12月1日～2021年3月31日

本運用期間：オンライン上で希望の会場へパフォーマンス予約ができるようになります。

### [ライセンスアーティスト制度]

本事業では、福岡市が実施する専門家による事前審査に合格し、ライセンスを交付されたアーティストのみ、指定場所での活動が可能となります。ライセンスを交付されたアーティストは、福岡市が指定する広場などのオープンスペースで、あらかじめ予約した日時に、音楽演奏やパフォーマンスを行うことができます。

※このライセンスは、一般の路上などでの音楽演奏やパフォーマンスを認めるものではありません。

※活動の際は、大音量の禁止など音楽演奏やパフォーマンスの内容に制限があります。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置を講じた上で実施されるものを対象とします。

[応募資格] 以下のいずれにも該当する方とします。

(1) 福岡市を拠点にする活動として以下の実績を有すること。

- ① 音楽 / ダンス / 大道芸 / 演劇 / 伝統芸能 / 書道 / 華道 / ライブアート等の分野での活動
- ② 原則として前年中に福岡市内の施設等で下記のいずれかの公演等を行った実績があること  
(例：入場料、観覧料等を徴取する公演や個展、出演料等の対価が支払われる集客イベント)

※活動実績を確認する書類として、写真や過去のパンフレット、フライヤーなどを提出していただきます。

(2) 今後も本市での事業活動の意思があること。

(3) 福岡市税にかかる徴収金（市税及び延滞金等）がある場合、滞納していないこと。

納期限が到来している市税がある場合は、市税徴収猶予の特例が認められていること。

- (4) 当該事業者（申請者が法人や団体の代表者の場合は、法人や団体の役員を含む）が福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 条。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、または同条第 1 号に規定する暴力団（以下「暴力団」）、または暴力団員や暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 未成年者においては、その者の親権者又は未成年後見人の同意を得ていること。

[活動条件]

- (1) 本事業は出演料は発生しません。
- (2) DVD や CD、グッズ等の物販行為は行うことができません。
- (3) 活動場所は福岡市が指定する会場（次ページ参照）になります。
- (4) 活動にあたっては、活動場所及び日時を事前承認のうえ、実施が可能となります。
- (5) 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための措置を講じた上で実施して頂きます。  
（検温・手指消毒の徹底フェイスガードやマスクの着用（パフォーマンスに影響がない場合）・など）
- (6) 新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCONA)のインストールをして頂きます。
- (7) 想定以上の集客となった場合、感染拡大防止の観点から活動を中止していただくことがあります。
- (8) 雨天などの理由により、止む無く中止することもあります。
- (9) 活動後は清掃などを行い、原状回復に努めてください。
- (10) 活動の際は次の条件を遵守してください。
  - ① 次の物品類を使用するパフォーマンスは禁止します。
    - ア 大音量の楽器
    - イ 火器、刃物等の危険物
    - ウ 動物（犬、猿、鳥類等）
    - エ その他会場を利用されるお客様に支障があると福岡市が判断するもの
  - ② 宗教的又は政治的な宣伝や主張を目的としたパフォーマンスはできません。
  - ③ 歩行者等の通行を最優先し、支障がないように注意してください。
  - ④ 会場係員がパフォーマンスの中止を求めた場合、ただちに中止し、係員の指示に従ってください。
- (10) その他、各会場が個別に示す条件がある場合は遵守してください。
- (11) 観覧者等、第三者に対する賠償責任保険に加入する必要があります。
- (12) 著作権等権利関係については申請者でご対応ください。第三者から権利侵害に関する申し入れなどがあつた場合には、申請者がすべての責任を負うものとします。
- (13) 各会場の営業に支障をきたしたり、損害を与えたときは、その損害に相当する金額の賠償を求められる場合があります。
- (14) 活動に使用する楽器・備品類の準備及び搬送等は各自の責任で行ってください。  
なお、ピアノ等、会場が設置困難と判断する場合は使用できません。
- (15) 配信に使用するサービスや備品類の準備及び搬送等は各自の責任で行ってください。  
※使用するサービスは関係法令等を遵守したものに限りです。
- (16) 特に観客が多く見込まれる場合、整理要員を手配していただくことがあります。
- (17) 福岡市の広報等においてパフォーマンス動画を無償で利用することに了承し、必要な協力を行っていただきます。必要に応じて画像のトリミングを行う場合があります。

#### [投げ銭について]

本事業では投げ銭の実施が可能となります（手数料等を納める必要はありません）

※実施後は収入額の報告（申告制）が必要となります。予めご了承ください。

※投げ銭を強要する行為は禁止となります。

ショーマンシップにのっとり、楽しまれたお客様の任意として実施してください。

#### [活動場所について]

(1) 活動は、福岡市が指定する場所で行っていただきます。

(会場予定一覧) ※随時追加調整中

- 福岡市役所 西側ふれあい広場
- 福岡市美術館 アプローチ広場
- 福岡市動植物園 エントランス
- エルガーラ・パサージュ広場
- キャナルシティ博多 B1F サンプラザステージ

※一般の路上や駅前の敷地は、活動場所ではありません。

※活動場所に関しては、今後増やしていく予定です。

(2) 活動場所には、スタッフに当たる人員はいません。音楽演奏やパフォーマンスに必要な機材の搬入、搬出等をご自身の負担で行なっていただきます。

(3) 活動の際、各活動場所の使用条件や現地施設管理者の指示に従っていただきます。

#### [予約申込について]

ライセンスを交付されたアーティストに限り、パフォーマンス活動の予約申込みが可能となります。

(1) 10/24～11/30 の申込み・予約確定方法について

「事務局宛のメールにて申込み」～「事務局からの案内メールにて予約確定」となります。

(2) 12/1 以降の申込み・予約確定方法について

特設サイトの予約フォームに、希望する場所及び日時を入力してください。

「web 画面上での申込み受付」～「画面上での予約確定」となる予定です。

※12/1 以降は原則として先着順受付となります。

※施設管理者からの活動不可連絡や他のアーティストの先約がある場合は活動できません。

#### [事前予約スケジュール]

10/24～11/30 実施分 ライセンス交付後、随時メールにて申込み開始 ※事務局からの連絡で予約確定

12/1～12/31 実施分 11/20 から web 上で申込み開始 ※先着順受付・予約確定

1/1～1/31 実施分 12/20 から web 上で申込み開始 ※先着順受付・予約確定

2/1～2/28 実施分 1/20 から web 上で申込み開始 ※先着順受付・予約確定

3/1～3/31 実施分 2/20 から web 上で申込み開始 ※先着順受付・予約確定

[パフォーマンス予約の上限について]

多くのアーティストが活動できるよう、毎月のパフォーマンス予約数は条件を設けさせていただきます。  
平日：1日1会場（1枠）、週末：1日2会場（2枠）※同じ会場2枠は選択不可  
※1枠は1時間となります（客寄せ、本番時間）※準備、撤収時間は別途

[申請方法]

- ・ オンライン申請（特設サイトよりアーティスト登録が可能です）

[特設サイト] <https://fukuokastreetlive.com/>

[申請にあたっての注意事項]

- ① グループで登録を希望する場合は、代表する方が申請してください。
- ② 提出にあたっては、必ず不備や不足資料がないか確認し、記入・添付をお願いします。
- ③ 提出された書類は返却いたしませんので、必要に応じて申請書類の控えを保存してください。
- ④ 申請書類等の内容に変更があった場合は、速やかに事務局にご連絡ください。

[個人情報の取扱いについて]

申請された氏名、住所、連絡先等の個人情報は、個人情報保護法その他関係法令を遵守し、福岡市が適正に管理します。当事業に関する資料の送付、連絡、その他本事業に必要な目的以外での利用及び第三者への提供はいたしません。

[審査方法]

申請書類を受領した後、登録が適当な事業であるか、事務局で審査を行います。

[留意事項]

- (1) 審査の必要に応じ、募集要項に記載のない書類の提出及び説明を求める場合や現地確認を行う場合があります。
- (2) 審査の結果、登録決定をしないことがあります。
- (3) 申請者が以下に該当する場合は、登録決定の全部または一部を取り消す場合があります。
  - ① 2021年3月31日までにパフォーマンス活動を実施する見込みがなくなったとき。
  - ② 申請者が応募資格に該当しないことがわかったとき。
  - ③ 活動が以下の内容に該当したとき。
    - A 宗教の教義を広め、儀式行為を行い、及び信者を教化育成すること。
    - B 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。
    - C 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。
  - ④ 偽りその他不正な手段によって登録決定を受けたとき。
  - ⑤ 公序良俗に反する行為があると認められるとき。
  - ⑥ 各会場の営業活動等に支障をきたすと認められるとき。
  - ⑦ その他、登録が不適当と事務局が判断したとき。
- (4) 事務局からの連絡は、原則、電子メールにて行います。
- (5) 本事業にかかる所得税や法人税等については、適正に申告してください。

[問い合わせ先]

FUKUOKA STREET LIVE 運営事務局（株式会社 Zero-Ten 内）

住所：〒812-0038 福岡市博多区祇園町 8-13 第一プリンスビル 1F The Company

メール：info@fukuokastreetlive.com

電話：080-6472-1920

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、来社でのお問い合わせは受け付けません。

電話又はメールでお問い合わせください。

※電話による問合せは平日 10 時～17 時に限ります。